

令和6年度 通常総会 開催

中根組合長を重任

JF大分

水産おおいた

発行元
大分県漁協

<http://www.jf-ota.or.jp/>



28日、大分市のコンパルホール「多目的ホール」において、令和6年度通常総会を開催した。提案した全ての議案が賛成多数で可決、成立した。本年度は任期満了に伴う役員改選があり、理事11名、監事5名が選任された。総会後直ちに第4回理事会を開催し、代表理事組合長に中根隆文氏、専務理事に本庄を重任した。次いで開催した監事会では、代表監事に村田輝之氏を選任し、常勤監事に三宅哲朗氏を重任した。

2 面
組合長挨拶
第3回理事会
第7回県会議
3 面
団体総会
4 面
水研だより
JFシルナース
5 面
水研情報
6 面
県議会
海区漁調委
7 面
人事異動
白鶴漁港巡り「大分編」3・4

役職名	氏名	備考
代表理事組合長	中根 隆文	重任・杵築地区
専務理事	本庄 新	重任・員外
理事	田中 浩二	新任・中津地区
理事	近乗 美信	重任・国見地区
理事	濱松 豊信	新任・くにさき地区
理事	中山 公夫	新任・日出地区
理事	須川 直樹	重任・佐賀関地区
理事	廣戸 英吉	新任・臼杵地区
理事	足田 一則	重任・鶴見地区
理事	嶋原 隆之	新任・米水津地区
理事	嶋海 盛彦	重任・上入津地区
代表監事	村田 輝之	新任・香々地区
常勤監事	三宅 哲朗	重任・員外
監事	松下 光太郎	新任・津久見地区
監事	渡邊 満晴	新任・名護屋地区
監事	林 三正	重任・員外

(任期) 令和6年6月28日～令和9年度通常総会終結の時

総会当日の正組合員数2358人中1950人が出席し(内、書面議決による出席1874人)、総会は成立した。冒頭、中根組合長が挨拶し、5年度の成果を踏まえた本年度の推進方向を示して組合員の協力を仰いだ。(▽2面に挨拶概要)次いで県農林水産部の大屋寛審議監が知事祝辞を代読、農林中央金庫福岡支店JFマリンバンク九州担当の志野英樹部長から祝辞をいただいた。メッセージ・祝電を披露した後、議長に茅野眞二氏

を選出して議事に入った。第1号議案「第2号事業年度(令和5年度)事業報告及び剰余金処分案の承認について」から第19号議案「役員を選任について」まで、全て賛成多数で承認した。出席組合員からは、「黒字支店の優遇策」及び「漁業権に基づかない養殖業への対応」について質疑があった。

【第4回理事会】総会終了後、ホール内の会議室で第4回理事会を開催した。第1号議案「代表理事組合長及び専務理事の選任について」は、中根組合長を重任し、本庄を専務理事に重任した。第2号議案「特定理事の決定について」では、中根組合長を特定理事に決定した。第3号議案「理事会の招集順位について」では、組合長が事故又は欠員のときは専務理事が招集することに決定した。第4号議案「業務報告書の行政庁への提出について」及び第5号議案「2024年ディスクロージャー誌の発行について」は総会議決を受けた内容であり承認した。第6号議案「組合員の異動について」では、正組合員への譲渡加入1名、資格変更1名、准組合員への新規加入2名、資格変更1名、支店間移動1名を承認した。第7号議案「役員報酬の決定について」及び第8号議案「漁業生産力の発展に関する計画の点検案を承認した。第7号議案の採決に際しては、役員報酬から出資金の増資を行うも承認した。



通常総会
組合長挨拶
(概要)

組合員の皆様方へ

当漁協は組合員や漁協の経営改善に向け、組織の再編、業務の効率化、事業の重点化、また担当理事を定め不良債権の回収などに取り組みました。経済活動では、まき網漁業の好漁等による販売事業の売上増大、養殖ブリを主体とする産地加工の増加、おさかなランド等の漁業自営事業の伸長により、前年度を上回る事業利益が確保できました。

この結果、収支実績は事業利益が2千2百万円と7期ぶりの黒字、経常利益が9千4百万円と3期ぶりの黒字を達成しました。また、令和5年度より受検となった会計監査人の指導により企業会計基準による決算事務を行った結果、当期剰余金は3億8千8百万円の増収増益となりました。

さらには、組合員の高齢化と減少に対応した出資金基準の見直しや、役員による率先増資の取組

を推進したことも奏功し、自己資本比率は4年度末の10・79%から12・8%へと大きく改善しました。

これらの成果は、組合員のご理解と協力、積極的な系統利用の賜であり、心から感謝を申し上げます。

漁協経営を取り巻く状況は引き続き厳しく、予断を許しません。6年度においても販売事業の強化など経済対策を進めるとともに、経営基盤の強化と健全性の確保に向け自己資本の拡充に努め、信用事業譲渡に向けた検討も加速させます。

特に、8月24日に竣工を迎える新加工場を活用し、既存の米水津や杵築の加工場とも合わせて産地加工の一層の推進を図り、輸出を含めた販売の多チャネル化を進めます。

そして何より、11月10日に開催される「第43回全国豊かな海づくり大会」おんせん県おおいた大会」の成功に向け、全力で取り組みます。

今後とも課題を解決し、組合員の経営安定と協同組合活動の発展に向け、新たな役員体制のもと役員一丸となり取り組んでまいります。組合員の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

任期満了に伴う役員改選案を承認 令和6年度通常総会の招集を決定

5月31日
第3回理事会

28日の総会に向け、第3回理事会を開催した。第6号議案「第22事業年度(令和5年度)事業報告及び剰余金処分案の承認について」から第16号議案「役員選任について」までは総会提出議案第1号から第19号に対応するもので、第2回理事会で議決済みの事項以外を説明し原案を承認した。第17号議案では、令和6年度通常総会の招集と付議事項を承認した。

早期指導先 解消へ

第3回理事会終了後、JFMB県会議があつた。5年度決算が確定したことを受け、旧理事による最後の会議となつた。

5年度決算着地について、事業利益・経常利益段階ともに黒字となり、会計監査人の指導による会計手法に従い自己資本比率は12・8%まで上昇したことが確認された。これにより、早期指導先基準への該当は解消し、決算モニタリングで精査の上9月を目途に解除される見通しとなった。「5年度の不良債権回収に係る

その他、第1号議案では組合員の異動を、第2号議案では利益相反となる理事との融資契約を承認した。第3号議案は、農林中央金庫の資本再構築に資するため、既往の永久劣後ローン144百万円の繰上償還を受け、同額を高配出資することについて承認した。第4号議案では総会の部会の開催(姫島支店)を、第5号議案では令和6年度における同一人に対する信用供与限度額の設定

第7回JFMB県会議

実績報告」では、担当理事から対応実績について最終報告を行った。5先が延滞解消、2先が23年度末で償却済、5先が最終整理となった。

「その他」では、今後の県会議の持ち方について検討した。早期指導先の指定が解除されれば事業実績の管理は不要となるが、不良債権の回収、信用事業譲渡を含む組織再編、産地加工実績の進捗管理、増資及び経済事業手数料の引上げ等については重要な検討課題であり、新理事間での協議が必要となる。

について、原案を承認した。また、第18号議案では、老朽化により危険性が高まっている西大分倉庫の解体について承認した。

協議・報告事項では、第6号議案に関連する貸借対照表・損益計算書及び注記表、並びに決算監査結果について報告した。また、全国漁信基大分支所運営委員の推薦、県漁業公社理事候補者選任について報告、了承した。

第2回 支店長会議

10日、通常総会に向け会議を開催した。業務報告書により、決算状況・事業計画について説明し、総会開催手続きを確認した。

支店長及び購買 担当者研修会



県税務課課長
高野仁美氏



海洋建設主任
大原啓史氏

14日、県税務課と県税事務所を講師に「軽油引取税の免税措置に関する仕組みと事務等」について学んだ。コロナ禍で長く研修の場が持たず、制度と適正な取り扱いについて再確認した。(7面にパンフ)

また、海洋建設(株)から、JFシエルのナースの特徴と効果について報告をいただいた。(4面に関連画像)

JF共済推進本部

11日、県水産会館5階研修室で定例総会を開催した。冒頭、中根本部長は「本日は漁協運営委員改選後の初となる総会。共済活動の目指す方向を明確にし、組合員に寄り添い、漁協収益に貢献する事業として発展する契機としたい」と主催者挨拶。

議事に先立ち、来賓として出席した全国共水連の中島健常務理事から中根本部長に共水連会長の特別表彰状が手交された。議事では、設置規程の一部変更、2023年度活動報告、2024年度活動計画(案)及び漁協



中根本部長に表彰状を手交する中島常務理事(左)

還元奨励策等が附議され、いずれも承認された。

漁業士連絡協議会



8日、別府市内のホテルで第26回通常総会があった。松原正隆会長の挨拶、県漁協新川参事による中根組合長の来賓祝辞代読、県水産振興課大塚課長の祝辞に次いで、森岡道彦氏を議長に選出。会員123名中、本人出席37名、委任状出席77名となり、資格審査委員の山尾和久氏が総会成立を宣言し、議事に入った。

5年度実績では、年間の経過報告の後、漁業種類ごとに設けた部会活動等を報告した。6年度の事業計画では、部会ごとの調査研究活動が発表された。

また、新規加入者として青年漁業士2名、指導漁業士5名が紹介された。

また、総会に先立ち「全体研修会」が開催された。山口県漁協特牛支店副運営委員長・指導者代表の春永克己氏が「山口県における漁業研修生受入れに係る体制構築及び定着促進の取組みについて」講演した。

この他、県漁業管理課の片野主幹が「大分県農林水産部次期長期計画について」、水産振興課の田西主幹が「大分県の担い手対策について」話題提供した。



講演する春永克己氏(右)



山口県、山口県漁協の皆さん

団体総会

「The・おおいた」ブランド流通対策本部



7日、トキハ会館「ローズの間」で流通対策本部(本部長：洲野勇県農林水産部長)の総会があった。

第1号議案の令和5年度事業実績の中で、水産物については、関東・関西圏を中心に「かぼすブリ」を含む養殖ブリのPRを強化した。パートナーシップ量販店では、かぼす養魚やタチウオ、骨切りハモ等のPR販売や料理教室による食べ方提案を行った。日本最大の天井チェーン「天井てんや」を運営するロイヤルフードサービス(株)を「パートナーシップ飲食店」に認定し、ハモや関ぶりなど県産魚の拡販につなげた、等が報告された。

第2号議案の6年度事業計画で水産物は、マーケター(漁業管理課)やマーケティングアドバイザー(うおいち:関西、三共物商:九州)と連携し、11月に本県で開催される「全国豊かな海づくり大会」や来年の「大阪・関西万博」の機会も取り込み、県産魚のPRに取り組むとした。

春永克己氏の講演要旨

豊北8支店でも漁業者の減少と高齢化、後継者不足は深刻。国、県、市の漁業支援制度で豊北支店ブースを訪れる15名ほどの中から、本人のやる気などを見て毎年1~2名を選び研修する。指導者には複数の卒業生があたり、3ヵ月ごとにローテーションして様々な漁業種類(イカ釣り、ヨコワ釣り、タコかご、採介藻等)を研修してもらう。行政から船代や漁具に対して金銭面のサポートがあり、研修生の定着率が延びた。研修1年後から使用する自船は、支店が所有して研修生にリースしている。この13年間で15名の研修生を支援し、脱落者はいない。

水 研 だ よ り

ヒラメ陸上養殖のスマート技術開発

ヒラメ陸上養殖の給餌は手作業で行われているため、多大な時間を要し、養殖業者にとって大きな負担となっています。また、湾内で赤潮が発生した際には養殖場に泊まり込み、昼夜問わず水質チェックを実施して被害防止に努めなければならない、肉体的・精神的な負担が過大となっています。

当研究部では、これらの課題を解決するため、今年度持続可能なヒラメ養殖の確立に向け、スマート化された試験養殖施設を整備しました。

ここでは大きく二つのシステム開発を目指します。一つ目は、給餌作業の省力化に資する赤潮や疾病等の変則的なリスクにも対応可能な、完全自動化ではない、作業補助的な給餌システムです。養殖業者は各水槽に設置された給餌タンクに餌を補給し、カメラでヒラメの摂餌状況を観察しながら、遠隔で給餌を行うことを想定したシステムです。

二つ目は、赤潮発生時のリアルタイム監視と即時対応を可能にする、センサーを活用した揚水ポンプ等の遠隔操作システムです。センサーが赤潮を感知した場合、養殖業者のスマートフォンにアラートメールを通知します。通知を受けた養殖業者は遠隔操作で揚水ポンプからの注水を停止し、同時に現場の状況をカメラで確認することを想定したシステムです。

今後は生産者の意見も取り入れ、より現場に役立つシステムの構築を目指します。

(編集者注：水産研究タイムリー情報にダイジェスト版を掲載)



試験養殖施設



濾過槽



メバル、ワカメ
(杵築地区2・2型)



イサキ
(上入津地区2・2型)

効果を発揮！JFシエルナース
(2面掲載の研修会で報告されました)



マアジ
(鶴見大島地区サイコロ型)



イセエビ
(名護屋地区イセエビ型)

水産研究タイムリー情報

ドローンによる赤潮監視を行います！

5月30日 水産研究部 養殖環境チーム

当研究部では、今年度赤潮被害を防止するため、ドローンを活用した赤潮監視技術の開発に取り組んでいます。本技術の確立により、今後、赤潮発生時に速やかに空撮を行うことで、海面の色による赤潮種類の推定、発生場所の特定、発生域の拡大及び流向監視などの効率的・効果的な赤潮監視が期待されます。



オゴノリ天然採苗はじめました

6月4日 北部水産グループ 養殖環境チーム

寒天原料や刺身のツマなどに利用されるオゴノリはこの時期に成熟します。当グループではオゴノリ養殖試験を行うため、6月4日に天然採苗を行いました。

宇佐市地先のオゴノリが生息している干潟上にノリ網を設置し、胞子の付着を待ちます。今後、胞子の付着状況を調査しながら天然採苗方法の確立を目指します。



ヒジキ種苗生産 最盛期

6月13日 北部水産グループ 養殖環境チーム

ヒジキが成熟するこの時期は、当グループでも種苗生産が最盛期となります。母藻の成熟状況を見極め、卵(0.2mm程度)の放出を待ち、水槽内の受精卵を目合い(めあい)0.1mm程度の網で集めます。

受精卵は発芽が進むと物に付く性質があるので、コンクリートブロックなどに付着させます。

こうして得た種苗を使用して養殖試験等に用い、ヒジキの繁る海を目指します。



貝類養殖による漁場環境の改善に取り組みます！

5月30日 水産研究部 養殖環境チーム

植物プランクトンを食べて成長する二枚貝類の養殖を実施することで、魚類養殖による栄養負荷を陸上に回収し、富栄養化した湾内の漁場環境の改善を図ります。

山口県栽培漁業センターから平均殻長6mmのアサリ6万個を受入れ、水産研究部の海上筏で中間育成した後、11月から蒲



江猪申湾で養殖試験を実施する予定です。

左: アサリ稚貝
右: 中間育成

魚病及び赤潮担当者会議を実施しました！

6月4日 水産研究部 養殖環境チーム

5月29日に当研究部で、市町村、漁協職員を対象とした「魚病及び赤潮担当者会議」を実施しました。赤潮については、過去の発生状況、今年度の発生予測、漁業被害が発生した際の対応などについて説明しました。魚病については、令和5年度の発生状況の報告、新たな疾病に関する情報提供等を行いました。



スマート技術を活用したヒラメの養殖試験施設を整備しました！

6月12日 水産研究部 養殖環境チーム

当研究部では持続可能なヒラメ養殖の確立に向け、スマート化された養殖試験施設を整備しました。本施設では給餌作業の省力化を図るための自動給餌システムや、赤潮発生時のリアルタイム監視と即時対応を可能にする、遠隔操作システムの開発を行います。今後は生産者の意見も取り入れ、現場に役立つシステム構築を目指します。



県議会

令和6年 第2回定例会 水産関係質疑応答

県議会は6月16日に第2回定例会を開会、19日から3日間一般質問を行った。

阿部長夫氏(自民党・杵築市)は「漁業の成長産業化について」、後藤慎太郎氏(自民党・大分市)は「一次産業の就業者確保について」、また、清田哲也氏(自民党・佐伯市)は「養殖漁業の振興について」質問した。



阿部長夫議員

漁業の成長産業化について

【質問】阿部議員
漁船漁業の復活に向け大事なことは、水産物の消費拡大により漁業者の所得向上を図り、後継者の確保や育成につなげ漁業の成長産業化を実現すること。

本年度、本県で開催される全国豊かな海づくり大会を契機に、漁業の成長産業化にどのように取り組むのか。

【答弁】佐藤知事

海づくり大会の本県開催を好機と捉え、生産と販売両面から漁業振興に取り組む。

生産面では、漁船漁業における漁場環境整備、種苗放流、資源管理を一体的に進め、国東に竣工予定の種苗生産施設を活用し、海域毎の放流効果を高める。養殖業では、漁場の環境改善とスマート技術の導入による生産性の向上を進める。

販売面では消費拡大に力を注ぐ。県内全ての小中学校給食に養殖プリを提供し、県外では商社等と連携し新たな販路を開拓する。完成間近の蒲江加工場では、多様化するニーズに対応し海外需要も取り込む。

こうした漁船漁業の資源回復や養殖業の安定生産、水産物の消費拡大への取組などを進め、漁業の成長産業化につなげる。



後藤慎太郎議員

一次産業の就業者確保について

【質問】後藤議員

本県の水産業は、温泉と並ぶ観光資源とも言える海の幸を提供している。人口減少が進む中、持続的産業とするためには、人材の確保に向けた取組が重要。

今後、県は魅力発信を含め就業者確保にどう取り組むのか。

【答弁】淵野部長

就業者の確保には、中核となる力強い経営体が産地を形成し、新たな人材を呼び込むサイクルを生むことが大切。先進的な成長促進技術等を取り入れているヒラメ養殖業者など魅力あふれる経営体の活躍をPRし、産業の魅力を若い世代に浸透させる。併せて、安心して就業できるように技術や知識等を学ぶ研修体制も充実させ、就業者の確保に努める。



清田哲也議員

養殖漁業の振興について

【質問】清田議員

養殖漁業の直近の課題は、飼料価格の高騰が経営を圧迫していること。価格転嫁をしても需要が落ちない取引環境をつくるには、

養殖魚のブランド力を高めるため市場への安定出荷が必要。プリ養殖では天然種苗の入手時期が限定され、4〜6月の出荷量が減少する「端境期」が生じることも踏まえ、養殖漁業の振興にどう取り組むのか。

【答弁】淵野部長

養殖業の経営安定のため、かぼすプリなどブランド魚の開発や

大分海区漁業調整委員会 第26回委員会

12日、県水産会館5階研修室で第26回委員会があった。

第1号議案「あわび類、うに類の採捕の禁止について」は、漁獲量が減少傾向にあるあわび類、うに類の種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理を実施している県漁協から、取組の実践に係る公的担保措置として委員会指示の発出要望があったもの。

あわび類は佐伯市米水津宮野浦地先、うに類は津久見市大字四浦地先の放流区域において、9月1日から2年間採捕を禁止する委員会指示を発出することに決した。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は、杵築地区漁業者から許可の追加について要望があった小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ網漁業について、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を

フィレ加工による付加価値向上により販売促進に努めてきた。今後は8月に竣工する蒲江の加工施設を活用し、多様化する国内外のニーズに対応し、価格の支えにつなげる。一方、天然より遅い8月に種苗生産する県開発の技術を漁業公社に移転し、端境期出荷の増大に努める。これらにより、養殖業の振興に取り組む。

公示することについて知事から諮問を受けたもので、異議ない旨答申することに決した。許可することが可能な数は11隻、申請期間は6月20日から1ヶ月。

第3号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は、知事が管理する「まさば及びごまさば漁業区分」の知事管理漁獲可能量を現行水準(目安数量2005トン)とすることについて知事から諮問を受けたもので、異議ない旨答申することに決した。

第4号議案「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」では、周防灘における小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊委員、豊予海域におけるまさ網、はえなわ及び一本釣り漁業の入漁に関する愛媛との事前協議に足田委員及び須川委員を派遣するに決した。

白鶴漁港巡り「大分編」！

大分編の第3弾は第2弾に続いて下入津漁港。「まるで体育館?! 弩級の広さの陸上養殖で元気に育った「かぼすフグ」堪能！」と題して、養殖業者の高瀬興治さんが息子さんと登場。

第4弾は長洲漁港。「絶景! 朝焼けの海でサヨリ漁! 絶品刺身の透明度にかほなんも大驚愕! 」と題して、県漁協青年部長の山田和幸さんとサヨリ漕ぎに出漁。最後は浜の仲間たちと宴会に。

白鶴酒造公式チャンネルでご覧下さい。

第3弾 まるで体育館?! 弩級の広さの陸上養殖で元気に育った「かぼすフグ」堪能!



<https://www.youtube.com/watch?v=aB67a8Fbpbcc>

第4弾 絶景! 朝焼けの海でサヨリ漁! 絶品刺身の透明度にかほなんも大驚愕!



<https://www.youtube.com/watch?v=xu5oB35HfVM>

編集後記

「京都府漁協だより」を読んで驚いた。新入職員を紹介するコーナーに登場した女性、就職のきっかけは「大学3年生の時に参加した大分県漁協の講演会で、組合員さんに寄り添う漁協職員の仕事に魅力を感じた」とのこと。なんとも嬉しい言葉である。

さて、中根組合長の2期目の運営がスタートした。7年ぶりとなる事業利益黒字の勢いで、さらなる改革・改善を進めたい。もちろん、組合員に寄り添う、一層魅力ある組合でなければならぬ。役職員の皆様のご協力をお願いします。

サカナをたべれば 幸福が見えてくる **ウオメシ**
九州じゃらん6月号で紹介されました!

不正軽油 断固拒否!!

不正軽油は 作らない 使わない 売らない 買わない

不正競争 脱税 環境汚染

不正軽油は 犯罪です。

不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

地方税共同機構
大分県・大分県不正軽油防止対策協議会

6.1 人事異動

【蒲江地区統合支店】
蒲江地区統合支店長兼蒲江・名護屋支店長(蒲江地区統合支店長(専門員)) 山本君和

【本店】
▽総務部
総務課臨時(5・1・3新規採用)
大野麻衣子

▽経済事業部

販売課(名護屋 課長補佐(蒲江・名護屋支店長)後藤一雄、販売課臨時(5・1・3新規採用)塩月真由美、おさかなランド 植田店長(復職) 小米良一郎

▽ご活躍を 祈念します

不正軽油断固拒否!!

不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用は犯罪です。不正軽油に使用されることを知りながら材料を供給する人も、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも罰金が課せられます。

不正軽油とは、主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油は、軽油引取税の賦課に当たらず、石油引取税を課税されず、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

燃料油の種類

燃料油の種類	不正軽油(製造)の主なパターン	その3 (製造の目的)
灯油 軽油(A重油)	その1 その2	その3

軽油引取税を脱税すると
軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金がかかります。なお、罰金額が1,000万円を超える場合は、罰金額相当の懲役があります。(地方税法第148条の3)

不正軽油を製造する者に
原料材料等を提供・運搬すると
不正軽油の製造に使われることを知りながら材料(灯油)・運搬・販売・仕入(灯油)・運搬等を提供すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金がかかります。さらに法人には2億円以下の罰金がかかります。(地方税法第148条の3)

不正軽油を製造する者に
検査を拒否すると
検査拒否の罰金や没収、没収した不正な軽油を没収すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金がかかります。(地方税法第148条の2)

不正軽油を製造する者に
不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると
不正軽油と知りながら運搬・保管・購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金がかかります。さらに法人には1億円以下の罰金がかかります。(地方税法第148条の3)

不正軽油の製造に関与した人も
納税義務を負う場合があります。
(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 汚濁に比べて異常に価格が安い。
- 廃工や安値競争などから疑念、脱税が疑われる。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、原料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。